

和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する市町村の地域計画に基づき、遊休農地の解消による担い手への農地集積及び集約化を図るため、和歌山版農地再生活用支援事業を実施する事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、北山村及び太地町においては、農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に該当する遊休農地の原状復旧及び園地条件の改良を行う事業、北山村及び太地町以外の市町村においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1項に規定する農用地区域内かつ地域計画区域内の農地のうち、農地法第32条第1項第1号に該当する遊休農地の原状復旧及び園地条件の改良を行う事業とし、その詳細は和歌山版農地再生活用支援事業実施要領（令和2年制定。以下「実施要領」という。）に定めるものとする。

(事業実施主体及び補助対象経費等)

第3 補助対象事業における事業実施主体、補助対象経費及び補助率は次のとおりとし、補助金の交付単価及び上限は別表のとおりとする。

事業実施主体	補助対象経費	補助率
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画により、和歌山県内の農地における賃借権若しくは使用貸借による権利の設定又は所有権の移転を受けた個人経営体及び法人経営体	補助対象事業の実施に要する経費	10分の10

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業計画書	別記第 1 号様式	1 部
収支予算書	別記第 2 号様式	1 部

(交付条件)

第 5 規則第 6 条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領の規定を遵守すること。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分（当該補助対象事業費の 30 パーセント以下の配分変更を除く。）を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること
- (4) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、消費税等相当額が明らかでない事業主体については、次の条件に従わなければならない。
 - ア 実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
 - イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記第 7 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(事業計画の変更等)

第 6 事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、事業変更（中止、廃止）承認申請書（別記第 3 号様式）に事業計画書（別記第 1 号様式）を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、

第 7 の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は省略することができる。

（補助金の変更交付申請）

第 7 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、補助金変更交付申請書（別記第 4 号様式）に変更事業計画書（別記第 1 号様式）及び変更収支予算書（別記第 2 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第 8 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数
事業実績書	別記第 1 号様式	1 部
収支精算書	別記第 2 号様式	1 部

（着手の制限）

第 9 事業の実施は、原則として補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合には、和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付決定前着手届（別記第 5 号様式）をあらかじめ知事に提出するものとする。

なお、事業の着手日は、補助金等交付申請書に明記するとともに、備考欄等に和歌山版農地再生活用支援事業交付決定前着手届（別記第 5 号様式）の文書番号等を記載しておくものとする。

（補助金の概算払等）

第 10 事業実施主体は、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、和歌山版農地再生活用支援事業補助金概算払請求書（別記第 6 号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第 11 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、補助事業の対象となる遊休農地の所在地を管轄する振興局を経由しなければならない。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助金の交付単価及び上限とする単価

- 1 遊休農地の原状復旧のために行う樹木伐採及び草刈りに要する経費に対する１０アール当たりの補助金の交付単価は、下表のとおりとする。

なお、事業対象農地の現況から客観的に農地属性を判定できない場合には、１０アール当たりの補助金の交付単価は１００，０００円とする。また、その算定に用いる対象農地の面積はアール単位とし、１００㎡未満は切り捨てるものとする。

農地属性	交付単価
水田	100,000 円
畑地	
樹園地	200,000 円

- 2 遊休農地の原状復旧のために行う附帯設備等の修復に要する経費に対する補助金の上限（修復量あたりの上限）は、下表のとおりとする。

なお、下表に基づき算出された補助金額の上限は１０アール当たり１００，０００円とする。また、その算定に用いる対象農地の面積はアール単位とし、１００㎡未満は切り捨てるものとする。

修復内容	事業量	左記修復量あたりの上限単価
石垣	1㎡	10,000 円
単軌道（軌道のみ・車両は除く）	1m	20,000 円
スプリンクラの配管・ヘッド	1m	4,000 円
園内道	1㎡	20,000 円
進入道	1㎡	20,000 円
鳥獣害防止柵	1m	2,000 円
水路割れ	1m	3,000 円
水路	1m	20,000 円

- 3 遊休農地の園地条件の改良のために行う附帯設備の改良に要する経費に対する補助金の上限（事業量あたりの上限）は、下表のとおりとする。

ただし、設備改良の対象設備は、対象農地を借り受ける者が管理する隣接農地に存在する設備に限るものとし、改良の内容は、隣接農地に存在する設備との接続及び対象農地への延長のために行う改良に限るものとする。

なお、下表に基づき算出された補助金額の上限は１０アール当たり

100,000円とする。また、その算定に用いる対象農地の面積はアール単位とし、100m²未満は切り捨てるものとする。

改良内容	事業量	左記修復量当たりの上限単価
石垣	1m ²	10,000 円
単軌道（軌道のみ・車両は除く）	1m	20,000 円
スプリンクラの配管・ヘッド	1m	4,000 円
園内道	1m ²	20,000 円
鳥獣害防止柵	1m	2,000 円
水路	1m	20,000 円

- 4 遊休農地の園地条件の改良のためにおこなう傾斜の緩和及び客土に要する経費に対する補助金の上限（事業量あたりの上限）は、下表のとおりとする。

ただし、補助の対象は、株元の客土や部分的な凹凸の解消など、農地の一部分において局所的におこなう傾斜の緩和及び客土とし、面的な工事を伴うもの及び周辺に悪影響を及ぼすと見込まれるものは対象としない。

なお、下表に基づき、算出された補助金額の上限は10アール当たり100,000円とする。また、その算定に用いる対象農地の面積はアール単位とし、100m²未満は切り捨てるものとする。

事業内容	事業量	左記事業量当たりの上限単価
傾斜の緩和	1m ³	8,000 円
客土	1m ³	8,000 円

和歌山版農地再生活用支援事業事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業実施主体名

1 事業目的

2 事業の内容

事業区分	事業内容	農地所在地	農地属性	補助対象 面積 (㎡)	事業量 (m/㎡/㎡)	事業費 (円)	事業費負担の内訳		実施期間		
							うち 補助対象 事業費 (円)	県費 (円)	その他 (円)	着手 予定年月日	完了 予定年月日
樹木伐採 ・草刈り											
	小 計										
設備修復											
	小 計										
設備改良											
	小 計										
傾斜緩和 ・客土											
	小 計										
合 計											

3 事業完了（予定）年月日

4 添付書類

注）三者以上の見積書（樹木伐採・草刈り事業以外の場合）、一団性及び遊休農地の位置が確認できる地図、遊休状態の確認及び修復が必要な箇所の確認ができる写真、設備改良及び傾斜の緩和・客土の実施内容がわかる資料、定款及び役員名簿（法人の場合）を添付すること。

注）変更事業計画書は、変更に係る部分のみ変更前の内容を上段括弧書きで記載すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支精算書）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
県補助金	円	
その他		

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
農地再生活用支援事業	円	

注）変更収支予算書は、変更に係る部分のみ変更前の内容を上段括弧書きで記載すること。

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年度和歌山版農地再生活用支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった標記事業について、
下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付
要綱第6の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更（中止、廃止）の内容

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年度和歌山版農地再生活用支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった標記事業について、
金 円追加（減額）交付されるよう、和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付要綱第7
の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更事業計画書

（2）変更収支予算書

別記第5号様式（第9関係）

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年度和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付決定前着手届

事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業費		着手予定	完了予定	理 由
		うち県費	年月日	年月日	

年度和歌山版農地再生活用支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、和歌山県補助金等
交付規則第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金		円
内訳	交付決定額	金 円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

番 号

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名
又は団体名・代表者氏名

年度和歌山版農地再生活用支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、和歌山版農地再生活用支援事業補助金交付要綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 県補助金等交付規則第14条による補助金の額の確定額

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

※ 参考資料を添付すること。